

ライフステージに応じた経済的支援制度の見える化実施業務提案書作成要領

広島県が実施する「ライフステージに応じた経済的支援制度の見える化実施業務」に関し、プロポーザル参加者が提案書を作成するために必要な事項は次のとおり。

「ライフステージに応じた経済的支援制度の見える化実施業務」の趣旨に沿って提案すること。

1 提出書類

(1) 提案書

- ① 表紙・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 正本1部、副本7部
- ② 企画提案書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ //
- ③ 業務実施スタッフ体制図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ //

(2) ライフステージに応じた経済的支援制度の見える化実施業務委託見積書・提案書とは別葉で1部
※ なお、同内容の電子データもあわせて提出すること（期限までに紙媒体での提出があった場合の電子データの提出は事後でも構わない）。

2 作成要領

(1) 一般事項

- ① 用紙は、原則A4版両面使用とすること。ただし、図表等の表現の都合上、用紙を一部変更することは差し支えないものとする。
- ② ページ番号は目次を除き通し番号とし、各ページの下部中央に印字すること。
- ③ 審査の公正を期すため、企画提案書の副本7部には、会社名、住所、ロゴマークなど、プロポーザル参加者を特定できる表示を付してはならない。なお、業務実施スタッフ体制図などには、プロポーザル参加者名を「当社」と記載すること。

(2) 企画提案書

仕様書及び評価基準を参考の上、次の事項について記載した企画提案書を作成すること。

ア 実施方針

本業務実施にあたっての考え方や実施方針のポイント等を記載すること。

イ 業務内容

「ライフステージに応じた経済的支援制度の見える化実施業務仕様書」の4に記載する次の業務について、分かりやすく具体的に記載すること。

① 特設サイト制作

ライフステージに応じた経済的支援制度※について、若年世代や子育て当事者にとって理解しやすい内容で、見やすいデザインの特設サイトを構築。

※ライフステージに応じた経済的支援制度について

支援制度の内容については、次の資料の P25 を参考に、妊娠・出産・子供・子育て・教育に関するものとする。なお、P25 の内容をすべて含めなければならないものではなく、これ以外の制度を含めることを妨げるものでもない。

【参照：広島県少子化対策・子育て支援に関する調査結果（本県 HP）】 P25

<https://www.pref.hiroshima.lg.jp/uploaded/attachment/577239.pdf>

② 特設サイトの保守運營業務（サーバー・ドメインの更新）

サーバー等については県と調整すること。

③ WEB 広告・効果測定

(ア) クリエイティブ案、ターゲティング案実施期間及び広告シミュレーション（媒体、予算配分、クリック数、クリック率、クリック単価、CV 数、CV 率、CV 単価）等を提案し、実施すること。

(イ) セグメンテーションとターゲティングを設定し、県内全域で実施すること。

(ウ) ターゲットが上記特設サイトを閲覧したくなるようなクリエイティブ、メッセージ及びコピーを提案すること。

(エ) 広告配信期間については、県と協議のうえ決定すること。

(オ) 成果目標：上記特設サイトへの流入数 10,000 以上（契約期間中）

(カ) 成果目標の達成状況等について、クリック単価、コンバージョン単価等を分析しながら、定期的かつ県の求めに応じて報告するとともに、必要に応じて、改善策を提案し、県と協議の上、実施すること。

ウ 実施体制

事業実施に要する人員配置や役割分担、関係機関との連携体制について記載すること。

エ 実績・その他

- ・ 本業務と同種又は類似の業務実績を記載すること。
- ・ 本業務に対する提案者の優位性等を記載すること。

(3) 業務委託見積書

ア 広島県知事宛てとすること。

イ 当業務に係る所要経費を全て見積もること。また、見積もりの根拠となった所要経費の明細を明らかにすること。金額は、消費税及び地方消費税を含めた金額を記入すること。

ウ 本業務の実施に要する費用の内訳（項目、数量、単価、金額等）を明らかにした見積書を提出することとし、「一式」という表現による記載は極力行わないこと。

エ 企画提案内容との整合を図ること。